

身体障害者旅客運賃割引規程

制 定 1954. 6.20 京急広示第 3号

一部改正 2023.10. 2 京急広示第587号

(適用範囲)

第1条 この規程は、身体障害者が、単独でまたは介護者とともに、当社線および連絡運輸の取り扱いをする他社線とを乗車する場合に適用する。

(身体障害者)

第2条 この規程において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表に掲げる障害種別に該当するものをいう。

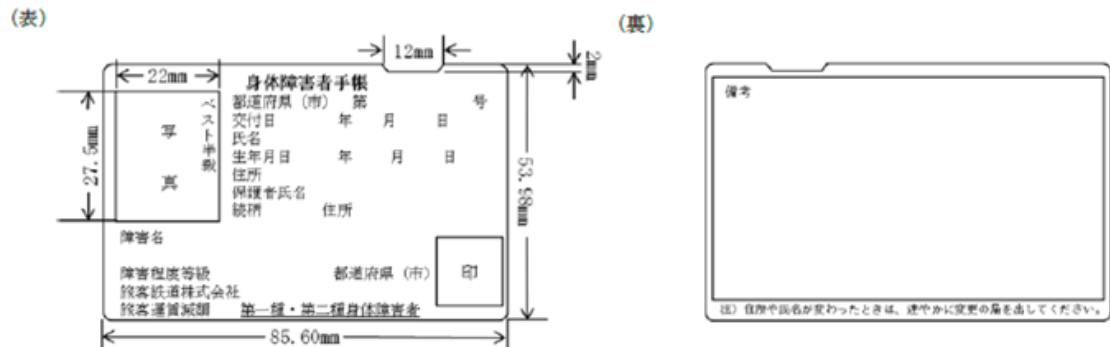
(注) 身体障害者手帳の様式は、次のとおりとする。

「身体障害者手帳の様式について」（2019年3月29日障発 0329 第31号厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部長通知）により示された様式

(1) 紙様式 (例)

[illegible]

(2) カード様式



- (3) 前2号のほか、「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第7条に定める割引乗車券類の購入申込みの際および第10条に定める乗降の際ならびに乗車船中の呈示に限り、身体障害者手帳に代わるものとしてすることができる。

- 2 前項の身体障害者を、別表に掲げる第1種身体障害者および第2種身体障害者に分ける。
- 3 第1種身体障害者および第2種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

(介護者)

第3条 身体障害者が、第1種身体障害者および定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。

- 2 前項の介護者は、鉄道係員において介護能力があると認めるものであって、その購入する乗車券類の種類、乗車区間および有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券類と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 身体障害者に対して割引の取り扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種身体障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種身体障害者および12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- (3) 普通回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- 2 介護者に対して割引の取り扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 身体障害者および介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線および当社線と他社線との連絡運輸範囲内の各駅相互間とする。ただし、身体障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、当社線と他社線との片道の営業キロが101キロメートル以上の区間を乗車するときに限る。

(割引率)

第6条 身体障害者および介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入申し込み)

第7条 身体障害者が割引乗車券を購入する場合は、身体障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭または適宜な申込書をもって必要な乗車券の申し込みをしなければならない。ただし、大人の身体障害者が当社線内相互間を乗車する場合に限り、小児普通乗車券を代用として購入する(以下「代用乗車券」という。)ことができる。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項の規定により購入した乗車券は、身体障害者とその介護者とが、同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払い戻し)

第9条 第3条第2項の規定により購入した乗車券に対する旅客運賃の払い戻しは、身体障害者とその介護者に対する乗車券をともに行う場合に限って取り扱う。どちらか単独の払い戻しは行わない。

(身体障害者手帳の携帯)

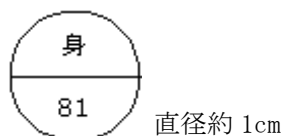
第10条 身体障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、身体障害者手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(乗車券の発行方)

第11条 身体障害者および介護者が身体障害者手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、乗車券の券面に次の各号に定める表示をして発売する。

(1) 単独用として発売する乗車券

イ ゴム印による表



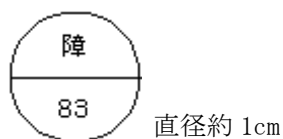
ロ 自動券売機等により発売する乗車券



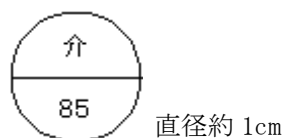
(2) 介護付用として発売する乗車券

イ. ゴム印による表示

(イ) 身体障害者本人に対するもの



(ロ) 介護者に対するもの



ロ. 自動券売機等により発売する普通乗車券および回数乗車券

(イ) 身体障害者本人に対するもの



(ロ) 介護者に対するもの

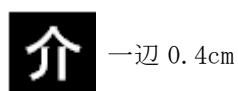


ハ. 自動券売機等により発売する定期乗車券

(イ) 身体障害者本人に対するもの



(ロ) 介護者に対するもの



(注1) 身体障害者および介護者に発売する代用乗車券には小児普通乗車券「小」と表示する。

(注2) 身体障害者に発売する小児用定期乗車券は、旅客運賃を割引しないが乗車券面には所定の表示をすること。

(その他の取扱方)

第12条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

附 則

この規程は2023年10月1日から施行する。

別表

身体障害者の範囲および種別の区分

等級および割引種別 障害種別		第 1 種身体障害者 (本人および介護者)	第 2 種身体障害者 (本 人)
視覚障害		1 級から 3 級および 4 級の 1	4 級の 2, 4 級の 3, 5 級および 6 級
聴覚または平衡機能障害	聴覚障害	2 級および 3 級	4 級および 6 級
	平衡機能障害	—	3 級および 5 級
音声機能, 言語機能またはそしゃく 機能障害		—	3 級および 4 級
肢体不自由	上 肢	1 級, 2 級の 1 および 2 級の 2	2 級の 3, 2 級の 4 および 3 級から 6 級
	下 肢	1 級, 2 級および 3 級の 1	3 級の 2, 3 級の 3 および 4 級から 6 級
	体 幹	1 級から 3 級	5 級
	乳幼児期 以前の非 進行性の 脳病変に よる運動 機能障害	上肢機能	1 級および 2 級
		移動機能	1 級から 3 級
心臓, 腎臓, 呼吸器 または膀胱, 直腸, 小腸若しくはヒト 免疫不全ウイルス による免疫若しくは 肝臓の機能の障 害	心臓, 腎臓, 呼吸器 または小腸 の機能障害	1 級, 3 級および 4 級	—
	膀胱または直腸 の機能障害	1 級および 3 級	4 級
	ヒト免疫不全ウ イルスによる免 疫または肝臓の 機能障害	1 級から 4 級	—

(注 1) 上記の障害種別および等級は, 身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号(2018 年 7 月 1 日現在)によるものである。

(注 2) 上記左欄に掲げる障害を 2 つ以上有し, その障害の総合の程度が上記第 1 種身体障害者欄に準ずるものも第 1 種身体障害者とする。